

# 平成22年度 土岐市国民保護協議会

平成22年11月26日(金)13:30～  
土岐市役所 3階 大会議室



### 3. 国民保護の概要説明

平成16年9月

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律  
(国民保護法)」 施行



平成17年3月

「国民保護に関する基本指針」閣議決定・国会報告



平成18年3月

「岐阜県国民保護計画」 作成、公表



平成18年6月～平成19年1月  
土岐市国民保護協議会 3回開催

平成19年3月

「土岐市国民保護計画」 作成、公表

## 4. 議 題

### 土岐市国民保護計画の変更(案)について

#### ◆国民保護計画の変更の概要

「国民の保護に関する基本方針」の変更(H20.10)、  
「岐阜県国民保護計画」の変更(H22. 3)

を踏まえた追加・変更記述

- (1) 国の「武力攻撃事態等合同対策協議会」設置に伴う当該協議会への参加規定の追加
- (2) 安否情報システムの運用に伴う報告方法の変更

## (1) 国の「武力攻撃事態等合同対策協議会」設置 に伴う当該協議会への参加規定の追加

国の現地対策本部長が、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会の開催に関する旨を規定したことに伴い、市国民保護対策本部の当該協議会への参加等を内容とする変更を実施する。

### 〔国民の保護に関する基本指針の変更内容〕

現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとする。

## 変更(案) 土岐市国民保護計画 P44

### 第3章 関係機関相互の連携

#### 1 国・県対策本部との連携

(1) 略

(2) 略

#### **(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加**

**市は、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。**

## (2) 安否情報システムの運用に伴う報告方法の変更

平成20年4月、安否情報システムが運用を開始したことに伴い、安否情報に関する総務大臣への報告を当該システムにより報告することとする旨の変更を実施する

〔国民の保護に関する基本指針の変更内容〕

国〔総務省、消防庁〕は安否情報の収集及び提供を行うシステムを適切に運用するとともに、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供が行われるよう、その充実に努めるものとする。

変更(案) 土岐市国民保護計画 P67

### 第6章 安否情報の収集・提供

#### 1 安否情報の収集(国民保護法94条関係)

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略

#### 2 県に対する報告(国民保護法94条関係)

市長は、知事に対し、適時に、安否情報を報告し なければならない。

なお、報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号(別添3のとおり)の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む)を電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。

土岐市国民保護計画新旧対照表（平成22年度変更分）

<p>第3編第3章1 (3)  &lt; P 44 &gt;</p>	<p>第3章 関係機関相互の連携 1 国・県対策本部との連携 (1) 略 (2) 略 (3) <u>武力攻撃事態等合同対策協議会への参加</u> 市は、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</p>	<p>第3章 関係機関相互の連携 1 国・県対策本部との連携 (1) 略 (2) 略</p>	<p>国の「武力攻撃事態等合同対策協議会」設置に伴う当該協議会への参加規定の追加</p>
<p>第3編第6章2  &lt; P 67 &gt;</p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供 1 安否情報の収集（国民保護法94条関係） (1) 略 (2) 略 (3) 略 2 県に対する報告（国民保護法94条関係） 市長は、知事に対し、適時に、安否情報を報告しなければならない。 なお、報告に当たっては、原則として、<u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号（別添3のとおり）の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。</u></p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供 1 安否情報の収集（国民保護法94条関係） (1) 略 (2) 略 (3) 略 2 県に対する報告（国民保護法94条関係） 市長は、知事に対し、適時に、安否情報を報告しなければならない。 なお、報告に当たっては、原則として、<u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号（別添3のとおり）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。</u></p>	<p>安否情報システムの運用に伴う報告方法の変更による一部変更</p>

◆平成22年度土岐市国民保護計画の  
変更に関するスケジュール

平成22年11月26日 国民保護協議会開催  
※変更(案)に対する意見答申

平成22年12月 県との正式協議  
→協議結果は平成23年1月末に通知

平成23年 3月 市議会への報告、公表



## 5. その他

- ・全国瞬時警報システム(J-ALRET)の  
導入について
- ・安否情報システムの運用開始について

## ◆全国瞬時警報システム(J-ALERT)の導入について

### 【全国瞬時警報システム(J-ALERT)とは】

消防庁が開発し、平成19年2月から運用を開始しているシステムで、弾道ミサイル発射情報をはじめ緊急地震速報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を通じて、直接、市区町村の同報系防災行政無線等を自動的に起動させることによりサイレン等を鳴らし、瞬時に住民に伝達するシステムです。

- ・平成22年3月1日の時点で、全国344市区町村がシステムを導入。  
(整備率19.1%)
- ・平成22年度 全国一斉整備及びシステムの高度化を実施

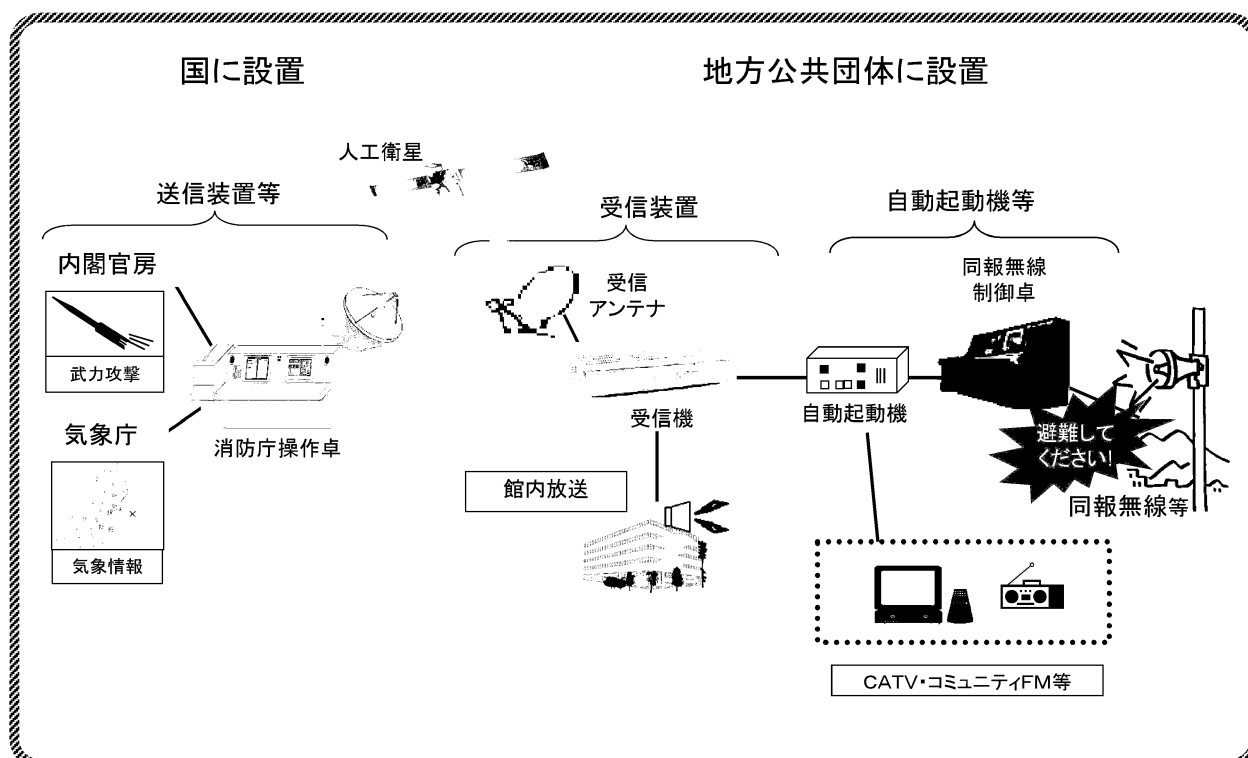
### 【土岐市の整備状況】

平成20年 4月 「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」整備完了

平成21年 6月 // 情報提供開始

平成22年12月までにシステムの高度化を実施

## 全国瞬時警報システム(J-ALERT)



## ◆安否情報システムの運用開始について

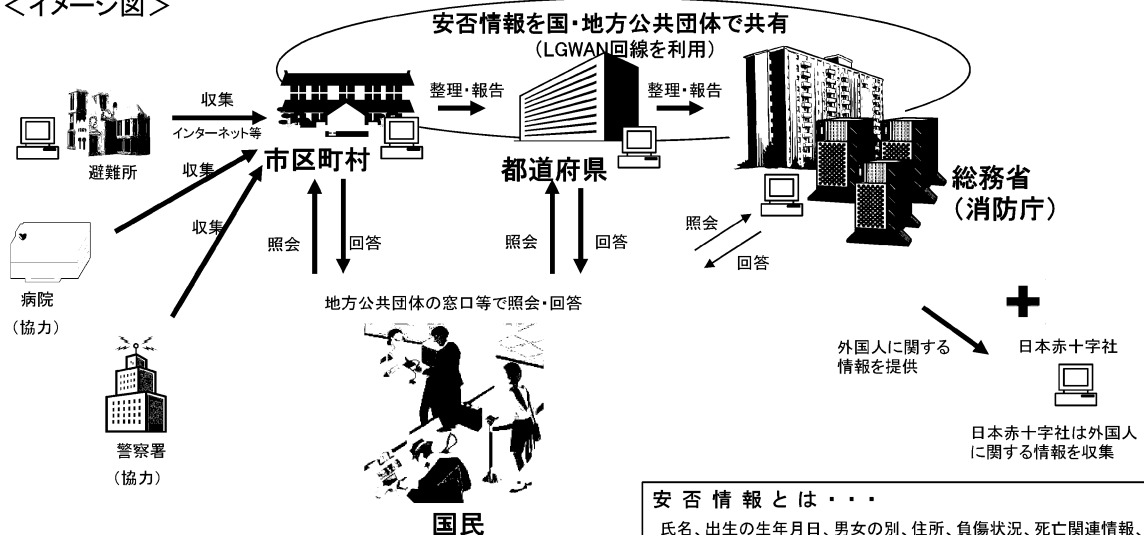
### 【安否情報システムとは】

- ・消防庁が18年度に開発し、平成20年4月から運用開始している。
- ・武力攻撃事態等における死傷者や避難した避難住民等の安否を収集し、パソコンやインターネットを活用して、入力、報告及び情報提供を行うシステムである。
- ・安否情報は、市町村はもとより、県や国においても入力でき、全国すべての自治体において、閲覧することができるため、家族、親戚、友人等の安否を最寄りの市町村において確認することができるシステムです。

## 安否情報システムについて

- 国民保護法に規定される安否情報事務を効率的に行うためのシステム
- 個人情報の保護のため、LGWANを用いた高いセキュリティを確保
- 避難所等からはインターネット端末により情報を収集(入力)
- 全国データを地方公共団体が共有し、国民からの照会に回答

### <イメージ図>



### 安否情報とは・・・

氏名、出生の生年月日、男女の別、住所、負傷状況、死亡関連情報、居所、連絡先など  
※対象者の同意等に基づき回答

※ インターネット回線は、暗号化した上で仮想専用回線としたものを利用

※ LGWAN回線とは、地方公共団体の専用回線のこと(総合行政ネットワーク)